

介護予防支援業務委託契約書

江津市（以下「甲」という。）と「法人名」(以下「乙」という。)とは、介護予防支援業務の委託に関して、次のとおり契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(委託内容)

第1条 甲は、介護保険法第115条の23第3項の規定に基づき、指定介護予防支援の一部を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙が行う介護予防支援業務の範囲とは、甲が別に仕様書で定める業務とする。

(受託者の義務)

第2条 乙は、介護支援専門員に介護予防支援業務を行わせるものとする。

2 乙は、受託業務の開始に際しては、予め介護予防支援業務に従事する者に係る名簿及び資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。

3 乙は、介護予防支援業務に従事する者について、その研修の機会を確保し、もってその資質の向上に努めるものとする。

4 乙は、介護予防支援業務に従事する者に対し、第1条第2項に規定する仕様書で定める業務を遅延なく遂行させる義務を甲に対して負うものとする。

(委託料)

第3条 甲は、1月の介護予防支援業務の委託料として、1件あたりにつき、次の各号に定めるところにより、算定される額を乙に支払うものとする。ただし、介護予防支援費を請求できない月についてはこの限りではない。

(1) 介護予防支援費 一金 4,300円

(2) 初回加算 一金 3,000円

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 一金 3,000円

2 前項第2号については、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対して介護予防支援を提供した場合又は過去2月以上、乙において介護予防支援を提供しておらず、介護予防支援が算定されていない場合にあつて、利用者に対して介護予防サービス計画を作成した場合に算定する。

3 第1項第3号については、過去6月の間に当該加算を算定していない利用者に関して、介護支援専門員が介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、介護予防サービスの利用状況等の情報提供を行うことで介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の支援計画作成に協力し、実際に情報提供した当月又は翌月に当該事業所の利用を開始した場合に算定する。ただし、情報提供をした月に介護予防支援費が請求できない場合はこの限りではない。

(委託料の支払い)

第4条 乙は、毎月業務終了後、5日(土日・祝日の場合はその前日)までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙からの適正なる請求書の受理後30日以内に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第5条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、甲が特別に認める場合については、この限りではない。

(業務実施の指示)

第7条 甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

(移動手段)

第8条 介護予防支援業務に必要な移動の手段は、乙が用意するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 乙及び介護予防支援業務に従事する者は、委託業務の実施に当たり業務上知り得た介護予防支援業務の対象者又はその家族の個人情報を洩らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事故発生時の対応)

第10条 乙は、介護予防支援業務の際に、事故が発生した場合には速やかに甲及び介護予防支援業務の対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、介護予防支援業務の対象者に対する介護予防支援業務により賠償すべき事故が発生した場合には、この責任において解決するとともに損害賠償を行わなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 乙は、受託業務に関する記録をその事業所に整備保管しなければならない。

2 前項の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(報告書の提出)

第12条 乙は、毎月の受託業務の実施状況を5日(土日・祝日の場合はその前日)までに介護予防支援業務報告書及び実績を記載したサービス利用票(別表を含む)又はそれに準ずるものにより甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要と認めるときは乙に受託業務の実施状況の報告を求めることができる。

(立ち入り調査等)

第13条 甲は、委託業務について、乙の事業所に対し立ち入り調査し、必要な報告を求め、又は必要な指示を乙に与えることができる。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。
- (2) 基準に違反し、委託業務を適切に行うことが困難であると認められるとき。
- (3) 不正な介護予防支援業務を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

(疑義の解決)

第15条 本契約に定める事項その他介護予防支援業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。

(委託期間)

第16条 本契約の有効期間は、「契約日」から平成32年3月31日までとする。

本契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

「契約日」

(甲) 委託者 江津市江津町 1525 番地
江津市
江津市長 山下 修

(乙) 受託者 «法人住所»
«法人名_»
«代表者»

介護予防支援業務委託仕様書

甲が乙に委託する業務の内容は、次のとおりとする。

- 1 利用申込者又はその家族に対する重要事項説明書及び個人情報利用同意書の交付、説明及び同意の取得並びに契約の手続きの代行（初回の介護予防支援業務の実施の場合に限る。）
- 2 居宅サービス計画等作成依頼（変更）届出書の提出代行（初回の介護予防支援業務の実施の場合に限る。）
- 3 要支援認定対象者情報（認定調査結果及び主治医意見書を含む。）の提供依頼（必要に応じて）
- 4 アセスメントの実施
- 5 介護予防サービス計画原案の作成
- 6 サービス担当者会議の開催
- 7 利用者に対する介護予防サービス計画の説明、同意の取得及び交付
- 8 モニタリングの実施
- 9 介護予防サービス計画に記載した目標等の達成状況の評価
- 10 給付管理に関する業務の実施
- 11 日常の利用者、家族及びサービス提供事業者等との連絡調整並びに江津市地域包括支援センターへの報告
- 12 業務の実施に伴い必要となる記録の整備及び保存
- 13 介護予防サービス計画原案、介護予防サービス計画及び評価表その他業務の実施に当たって甲が必要と認める記録の甲への提出
- 14 その他、業務の実施に当たって甲が必要と認める事項